

住宅のバリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額措置について

令和2年3月31日までに、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	・新築された日から10年以上を経過した住宅であること。 ・マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。 ・併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下。
居住者	・次のいずれかの人が居住する既存住宅（賃貸住宅を除く）であること。 ① 65歳以上の人 ② 要介護認定又は要支援認定を受けている人 ③ 身体障がい者
対象工事	・次の工事で、国または地方公共団体からの補助金等を除く自己負担が<u>50万円を超える</u>のもの ① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ 便所の改良 ⑤ 手すりの取り付け ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 引き戸への取り替え ⑧ 床表面の滑り止め化
減額の内容	・改修工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税額が、3分の1減額されます。（一戸当たり100㎡までを限度。）

※新築住宅特例や耐震改修特例と同時に適用されません。また、一戸についてこの減額措置の適用は1回限りになります。

【減額を受ける手続き】

改修工事が完了した日から3か月以内に、必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	① バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書 ② 納税義務者の住民票の写し ③ 居住者要件を確認できる書類の写し（住民票、介護保険の被保険者証、身体障がい者手帳等） ④ 改修工事明細書の写し（工事内容や費用が確認できるもの） ⑤ <u>改修工事箇所の図面、写真（改修前と改修後）</u> ⑥ 領収証の写し ⑦ その他、補助金等を受けた場合は交付決定を確認できる書類の写し
-------	--

※工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替できます。

※工事内容等の確認は、書類の他に必要に応じて現地確認を行います。

【問い合わせ先】

小郡市役所税務課資産税係

〒838-0198 小郡市小郡255番地1 Tel0942-72-2111（内線123）